

千基 LPS-V00007-4  
令和7年4月22日

現 地 外 注 整 備 共 通 仕 様 書

(道路運送車両法適用除外市販型車両)

航 空 自 衛 隊 千 歳 基 地

目	次	
1	総 則	3
1. 1	適用範囲	3
1. 2	用語の定義	3～5
1. 3	引用文書等	5～6
2	役務に関する要求	6
2. 1	一般的要求	6
2. 2	整備作業の種類	6
2. 3	作業内容	6～8
2. 4	部品・材料	8
2. 5	機能・性能	8
3	品質保証	8
3. 1	契約不適合責任期間	8
3. 2	保証	8
3. 3	監督・検査	8～9
4	その他の指示	9
4. 1	提出書類	9
4. 2	官給品	9
4. 3	付属品及び予備品	9
4. 4	計測器・試験装置	9
4. 5	契約相手方の技術協力	9
4. 6	補給の手続き	9
4. 7	輸送	9～10
4. 8	安全管理	10
4. 9	仕様書の疑義	10
様式第1	車両等員数表	11
様式第2-1	必要部品及び修理要領明細書	12
様式第2-2	必要部品及び修理要領明細書	13
様式第3-1	官給部品使用明細書	14
様式第3-2	官給部品使用明細書	15
付紙	官給部品使用明細書作成要領	16
様式第4-1	材料使用明細書	17
様式第4-2	材料使用明細書	18
様式第5-1	修理不能品発生（見込）報告書	19
様式第5-2	計算内訳資料	20
様式第6-1	車両作業用紙（一般車両）	21～22
様式第6-2	車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両等）	23～24
別紙第1-1	一般車両検査手順	25～36
別紙第1-2	施設、荷役、その他の車両等検査手順	37～38

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
品名 又は 件名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用 除外市販型車両)	仕様書番号	千基 LPS-V00007-4
		承認年月日	令和7年 4月22日
		作成年月日	平成21年3月10日
		改正年月日	令和6年 4月25日
		改正年月日	令和7年 4月22日
		作成部隊	車両器材隊

## 1 総 則

### 1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、第2航空団司令が行う車両等の外注整備に関する契約相手方が実施する一般共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書に規定する内容を優先する。

### 1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

#### 1.2.1

##### 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項を更に理解させるため参考となる文書及び図面をいう。

#### 1.2.2

##### 個別T O等

当該車両等に適用する技術指令書（J.T.O.）及び製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

#### 1.2.3

##### 車両等

航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O. 00-10-9）第1-1表に示す車両及びその構成品、部品、附属品及び予備品をいう。

#### 1.2.4

## 道路運送車両法適用車両法適用除外車両

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（以下，“訓令”という。）の適用を受ける車両等

### 1.2.5

#### 走行器材類

車両法適用車両（以下，“適用車両”という。）及び車両法適用除外車両（以下，“適用除外車両”という。）以外の車両等

### 1.2.6

#### 修理不能

車両等本体又は部品単体の修理額が航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）の規定を超える場合又は修理ができない場合

### 1.2.7

#### 監督

契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認する。

### 1.2.8

#### 検査

調達物品等の品質及び数量等が、当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し、合格又は不合格の判定を行う。

### 1.2.9

#### 定期点検

車両法第48条に定める定期点検整備について自動車点検整備及び自動車の点検及び整備に関する手引に基づき、車両等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認する点検

### 1.2.10

#### I検査

I検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び車両等検査要領（J. T. O. 3 6 - 1 - 6）（以下，“検査要項”という。）の定期検査手順に基づき“I”の項目について行う点検

### 1.2.11

#### M検査

M検査とは、適用除外車両及び走行器材類を整備基準及び検査要領の定期検査手順に基づき“M”の項目について行う点検

### 1.2.12

#### F A I N E S

F A I N E Sとは、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会（以下，“整備振興会”という。）の運営する整備関連情報を閲覧可能なシステム

### 1.2.13

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

#### 自動車整備標準作業点数表

自動車整備標準作業点数表とは、整備振興会が各自自動車製造会社における車種別の定期点検及び一般整備の標準作業点数を示したものである。

### 1.2.14

#### 純正部品

純正部品とは、自動車メーカーが自社のブランドと流通ルートで供給する補修用部品

### 1.2.15

#### 優良部品

優良部品とは、部品メーカー独自ブランドで供給する補修用部品で、一般社団法人日本自動車部品協会の自動車優良部品奨励制度により奨励されたもの又はそれらと同等の品質を有するもの。

## 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、引用文書に定める内容が、この仕様書に定める内容と相違する場合(法令等を除く)は、この仕様書に定める内容が優先する。

### 1.3.1 引用文書

#### a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）

道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）

道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）

自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）

自動車の点検及び整備に関する手引（平成19年国土交通省告示第317号）

自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）

航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

#### b) 技術指令書

航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O. 00-10-9）

車両等の塗装及び標識（J.T.O. 36-1-3）

車両等検査要項（J.T.O. 36-1-6）

車両等の防錆処置要領（J.T.O. 36-1-52）

個別TO等

### 1.3.2 関連文書

#### a) 法令等

航空自衛隊調達規則（JAFR124）

航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

b) 技術指令書

航空自衛隊技術指令書制度（J.T.O.00-5-1）

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.O.00-10-1）

2 役務に関する要求

2.1 一般的要求

一般的要求は、次による。

a) 整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性及び状態を考慮して、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

なお、整備工数については、FAINES又は自動車整備標準作業点数表を基準とし、設定する。

b) 契約相手方は道路運送車両法第78条に基づく地方運輸局長の認証を受けた事業場でなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもの以外は、個別仕様書で規定する。

2.2.1 定期検査

定期検査は、この仕様書の1.3.1項b)のJ.T.O.00-10-9に定めるI検査又はM検査を、次の工程に従い実施する。なお、定期検査の結果、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別TO等に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後b)及びc)の作業を実施する。

a) 定期検査

b) 分解検査

c) 修理等

2.2.2 その他の整備

様式第2-1に示す修理明細書又は個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

契約の相手方は、2.2に示す各工程は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

2.3.1 定期検査

a) 定期検査は、この仕様書の1.3.1項B)のJ.T.O.00-10-9に定めるI検査又はM検査について、J.T.O.36-1-6及び別紙第1-1（一般車両検査手順）又は、別紙第1-2（施設、荷役、その他の車両検査手順）の手順に従い個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準等に基づき、目視点検、機能点検、又は、計測器等の作業を行い、車両

等が規定の性能を発揮するために必要な作業の要否を確認するとともに、結果

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

を様式第6-1又は、様式第6-2に規定されている車両作業用紙に記録するものとする。

- b) 定期点検に先立ち附属品・予備品を車両等に備え付けられている車歴簿の附属品・工具員数表により、員数を確認し車両等員数表（様式第1）に記録するものとする。
- c) I検査及びM検査における検査項目は、別紙第1-1（一般車両検査手順）及び別紙第1-2（施設、荷役、その他の車両検査手順）のとおり。

### 2.3.2 分解検査

定期点検及び定期検査の結果判明した要修理箇所は、整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する技術指令書に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するために必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品・材料（以下、“部品等”という。）を判定する。確認の結果を必要部品及び修理要領明細書（様式第2-1及び2-2）に記録するものとする。なお、分解検査を行った部品等は、交換を要する部位を除き、必要な清掃度を保持するための処置を行う。

### 2.3.3 修理等

契約相手方は、2.3.3で判定された結果に基づき、要修理箇所が規定の性能を発揮するよう修復する。その際、監督官の指示により次の作業を行う。

- a) 交換 2.3.3で交換を要すると判定された部品等を2.4により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録する。
  - 1) 官給品の場合：官給部品使用明細書（様式第3-1及び3-2）
  - 2) 会社準備の場合：材料使用明細書（様式第4-1及び4-2）又は使用材料を明確にする相手方が定めた書類
- b) 加工 修理のため要修理品の状態、特性に応じ、最も適した方法で行う。
- c) 組立・調整 2.3.3で使用可能品と判定されたもの又はa)及びb)により修復した部品等を、車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立て、必要に応じ各部位を調整する。
- d) 潤滑 車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。

### 2.3.4 作業の中止

次に示す場合は、作業を中止し、契約担当官に申し出し、指示を受ける。

- a) 車両等を修復するため、個別仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし、1.2.7に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（様式第5-1及

び5-2)を作成し、契約担当官に提出するものとする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

### 2.3.5 塗装等

- a) 塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き（J.T.O. 36-1-3）（以下，“塗装及び標識”という。）に基づき実施する。
- b) 塗色は、塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させる。

### 2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書で規定したものを除き契約相手方において準備する。ただし、契約相手方において準備できない場合には、官側で官給できるものとする。
- b) 部品・材料は、原則として製造会社の純正部品及び優良部品とするものとし、割引率については、別に示す。
- c) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。
- d) 整備作業に使用する車両純正部品の割引率については、官給材料を除いて、別に示す。

### 2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、次による。

- a) 適用車両は、道路運送車両の保安基準及び自動車点検基準に適合しなければならない。
- b) 適用除外車両は、訓令の保安基準及び個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。
- c) 走行器材類は、個別仕様書に引用されている個別T O等に適合しなければならない。

## 3 品質保証

### 3.1 契約不適合責任期間

- a) 契約不適合責任期間は、整備完成等の納入後の翌日から起算し、契約条項に定める期間とする。
- b) 契約相手方は、2.3により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の4月1日から2年間保管し、参照できる状態にしておかななければならない。

### 3.2 保証

- a) 車両等の引き渡しから引き取りまでの間の一切の保証責任は、契約相手方の責任とする。
- b) 契約期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、全て契約相手方の責任となる。

### 3.3 監督・検査

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

契約担当官等の定める監督及び検査実施要領書により実施する。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 様式第6-1又は様式第6-2又は自動車点検基準に定められた点検整備記録簿
- b) 車両等員数表（様式第1）
- c) 必要部品及び修理要領明細書（様式第2-1及び2-2）
- d) 官給部品使用明細書（様式第3-1及び3-2）
- e) 材料使用明細書（様式第4-1及び4-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- f) 修理不能品発生（見込）報告書（様式第5-1）
- g) 計算内訳資料（様式第5-2）
- h) その他契約担当官の指示するもの。

##### 4.2 官給品

官給品の品目及び数量については、修理等明細書表又は個別仕様書で規定する。官給品は原則として、官給を受けなければならない。

##### 4.3 附属品及び予備品

附属品・予備品の整備は、修理等明細表又は個別仕様書で規定する場合を除き原則として整備の対象外とする。

##### 4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、車両法の規定に適合し、規定の性能が維持されたものでなければならない。

##### 4.5 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の各号について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査検討
- b) 技術的事項に関する資料等の提出又は提示

##### 4.6 補給の手続き

次に示す補給上の手続きについては、契約担当官の指示による。

- a) 両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続等
- c) 交換した旧部品の返納処置
- d) 貸付品の受け渡し

##### 4.7 輸送

契約相手方の事業場と基地等間の輸送は、個別仕様書で規定する場合を

品 名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
-----	-------------------------------

除き，官側で実施する。

#### 4.8 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取り扱い、公害の発生する恐れのあるものの取り扱い並びにその他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

#### 4.9 仕様書の疑義

この仕様書について、疑義を生じた場合は、監督官及び契約担当官と協議する。



必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号 \_\_\_\_\_

契約番号 \_\_\_\_\_

物品番号 \_\_\_\_\_

品名（型式） \_\_\_\_\_

一連番号 \_\_\_\_\_

適用技術図書 No. \_\_\_\_\_ 発刊 年 月 日

会社名 \_\_\_\_\_ 印

監督官名 \_\_\_\_\_ 印

確認年月日 \_\_\_\_\_

注：適用技術図書は本表作成にしようしたTO（日付を含む。）のみ記載する。







官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給品使用明細書作成要領（以下、“明細書”という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第3とし（1項目はその1，2項目はその2を使用）記入要領は、次による。
  - (1) 「提出会社」  
契約相手方の会社名を記入する。
  - (2) 「作成者」  
契約書に記載された代表者を記入する。
  - (3) 「提出番号」  
同一の契約における提出回数を記入する。
  - (4) 「項」  
項番号及び総員数を記入する。
  - (5) 「調達要求番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」  
契約書に記載された調達要求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
  - (6) 「明細書作成対象品名・数量」  
官給部品表に記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。
  - (7) 「項目番号」  
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
  - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単位」「単価」  
官給部品表に記載されている物品番号、部品番号、品名、単位及び単価を記入する。
  - (9) 「数量」  
当該契約のち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
  - (10) 「金額」  
数量×単価で算出した金額を記入する。
  - (11) 「備考」  
その他、参考となる事項を記入する。





## 修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

部隊名

契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

調達要求番号		数	量	
契約番号		金	額	
契約年月日		納	期	
品名				

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名

印

注：様式第5-2の計算内訳資料を添付するものとする。

## 計 算 内 訳 資 料

1	品 名			
2	物 品 番 号			
3	数 量			
4	取 得 価 格			
5	一 連 番 号			
6	直接材料費 加工費 直接経費			
	(製造原価) 一般管理費			
	(総原価) 支払利子 利益 梱包・輸送費			
	(修理費)			
7	官給部品費			
8	総修理費			
9	(8 ÷ 4) (%)			
10	摘 要			

車両等作業用紙(一般車両)				整備作業チェック記号																																			
車種	検査の種類	I: ■、M: ■+□ 管理換: ※印		レ	良好	T	締付																																
自動車番号	所属部隊			×	調整	C	清掃																																
開始日付	完了日付			×	取換	L	給油																																
				×	修理	分解したら記号を○で囲む																																	
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																																
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																																			
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																																			
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																																			
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																																			
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																																			
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																																			
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																																			
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																																			
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																																			
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2)スプリング・ブラケットの取付部																																			
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3)リーフスプリング・ピンなどの連結部																																			
<b>II. 制動装置</b>				(4)トルク・ロッド(ラジマス・ロッド)の連結部																																			
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏みこんだときの床板との隙間 ※				3. コイル・スプリングの損傷																																			
2. ブレーキの効き具合 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、																																			
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(1)サスペンションの各取付ボルト・ナット																																			
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(2)サスペンションの各連結部のがた																																			
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																																			
6. リザーバ・タンクの液量 ※				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																																			
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				5. エア・サスペンションのエア漏れ																																			
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペロースの損傷																																			
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損																																			
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td>後</td><td></td></tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後			後				後			後		9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※							
				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後			後				後			後																											
<b>V. 動力伝達装置</b>				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた																																			
11. ブレーキ・チャンバの機能				ときの床板との隙間																																			
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、				(1)クラッチ・ペダルの遊び																																			
リレ・バルブの機能				(2)リリース・フォーク先端の遊び																																			
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間																																			
14. ブレーキ倍力装置の機能				2. クラッチの作用																																			
15. ブレーキ・カムの摩耗				3. クラッチ液の量																																			
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																																			
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																																			
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩																																			
19. バック・プレートの状態				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																																			
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				ダスト・ブーツの亀裂と損傷																																			
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td>後</td><td></td></tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後			後				後			後		(1)スプライン部の摩耗によるがた							
				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後			後				後			後																											
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				(2)自在継手部の摩耗によるがた																																			
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																																			
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																																			
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				<b>VI. 電気装置</b>																																			
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				1. スパーク・プラグの状態																																			
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				2. 点火時期																																			
<b>III. 走行装置</b>				3. ディストリビュータのキャップの状態																																			
1. タイヤの状態 ※				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																																			
(1)タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																																			
(2)タイヤの亀裂、損傷				<b>VII. 原動機</b>																																			
(3)タイヤの溝の深さ、異状摩耗				1. 低速と加速の状態																																			
*タイヤの溝の深さ				2. 排気の状態																																			
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>前輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td><td>後輪</td><td>左</td><td>前</td><td>mm</td><td>右</td><td>前</td><td>mm</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td></td><td>後</td><td></td><td></td><td>後</td><td></td></tr> </table>				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm			後			後				後			後		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">CO</td> <td style="width: 25%;">HC</td> <td style="width: 25%;">黒煙</td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </table>				CO	HC	黒煙	
				前輪	左	前	mm	右	前	mm	後輪	左	前	mm	右	前	mm																						
		後			後				後			後																											
CO	HC	黒煙																																					
3. エア・クリーナ・エレメントの状態				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																																			
4. エア・クリーナの油の汚れと量				4. エア・クリーナの油の汚れと量																																			
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態				5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態																																			
6. エンジン・オイルの漏れ				6. エンジン・オイルの漏れ																																			

7. 燃料漏れ	※		3. デフロスタの作用	
8. ファン・ベルトの緩みと損傷	※		4. 施錠装置の作用	
9. 冷却水	※		5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	
<b>VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置</b>			6. マフラの機能	
1. メターリング・バルブの状態			7. 火花防止装置の状態	
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷			8. エア・タンクの凝水	
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷			9. エア・コンプレッサの機能	
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷			10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機	
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷			11. 非常口の扉の機能	
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷			12. 車枠、車体の緩みと損傷	※
7. 二次空気供給装置の機能			13. 連結装置のカブラの機能と損傷	
8. 排気ガス再循環装置の機能			14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷	
9. 減速時排気ガス減少装置の機能			15. シート・ベルトの状態	
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			16. 開閉発車防止装置の機能	
<b>IX. 付属装置等</b>			17. シヤシ各部の給油脂状態	※
1. ホーンの作用	※		18. 車載式故障診断装置の診断の結果	
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※			

付記又は特記事項

次回定期検査年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格見込みの理由				
整備員		検査員	整備幹部	支援整備担当部隊等の長

車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両等)				整備作業チェック記号																									
車種	検査の種類	I: ■、M: ■+□ 管理換: ※印	レ 良好 × 調整 ×× 取換 ××× 修理	T 締付 C 清掃 L 給油																									
自動車番号	所属部隊		分解したら記号を○で囲む																										
開始日付	完了日付																												
点検項目		記	備考	点検項目		記	備考																						
<b>I. かじ取り装置</b>				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み																									
1. ハンドルの操作具合				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷																									
2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ ※				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷																									
3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた																									
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				6. リア・ホイール・ベアリングのがた																									
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂・損傷				<b>IV. 緩衝装置</b>																									
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				1. リーフ・スプリングの損傷 ※																									
7. ホイール・アライメント				2. リーフ・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷																									
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷				(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド																									
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				(2)スプリング・ブラケットの取付部																									
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				(3)リーフスプリング・ピンなどの連結部																									
				(4)トルク・ロッド(ラジマス・ロッド)の連結部																									
<b>II. 制動装置</b>				3. コイル・スプリングの損傷																									
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏みこんだときの床板との隙間 ※				4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、																									
2. ブレーキの効き具合 ※				(1)サスペンションの各取付ボルト・ナット																									
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※				(2)サスペンションの各連結部のがた																									
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※				(3)サスペンション各部の損傷、ボールジョイントの																									
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				ダスト・ブーツの亀裂、損傷																									
6. リザーバ・タンクの液量 ※				5. エア・サスペンションのエア漏れ																									
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				6. エア・サスペンションのペロウスの損傷																									
8. ブレーキ・ホイール・シリンダ機能、摩耗、損傷				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損																									
9. ブレーキ・ディスク・キャリバの機能、摩耗、損傷				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能																									
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷 ※																									
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		輪		輪		輪		輪		輪	<b>V. 動力伝達装置</b>			
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		輪		輪		輪		輪		輪																			
11. ブレーキ・チャンバの機能				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れた																									
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				ときの床板との隙間																									
13. ブレーキ・倍力装置のエア・クリーナの詰まり				(1)クラッチ・ペダルの遊び																									
14. ブレーキ倍力装置の機能				(2)リリース・フォーク先端の遊び																									
15. ブレーキ・カムの摩耗				(3)クラッチ・ペダルの床板との隙間																									
16. ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. クラッチの作用																									
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				3. クラッチ液の量																									
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ																									
19. バック・プレートの状態				5. トランスミッション、トランスファのオイル量																									
20. ブレーキ・ディスクとパッドとの隙間				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩																									
21. ブレーキ・パッドの摩耗 ※ライニング又はパッドの残厚				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																									
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		輪		輪		輪		輪		輪	ダスト・ブーツの亀裂と損傷			
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		輪		輪		輪		輪		輪																			
				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた																									
				(1)スプライン部の摩耗によるがた																									
				(2)自在継手部の摩耗によるがた																									
				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた																									
				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																									
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				<b>VI. 電気装置</b>																									
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				1. スパーク・プラグの状態																									
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの隙間				2. 点火時期																									
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				3. ディストリビュータのキャップの状態																									
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食 ※																									
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				5. 電気配線の接続部の緩みと損傷 ※																									
<b>III. 走行装置</b>				<b>VII. 原動機</b>																									
1. タイヤの状態 ※				1. 低速と加速の状態																									
(1)タイヤの空気圧(スペア・タイヤ含む)				2. 排気の状態																									
(2)タイヤの亀裂、損傷				<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>CO</td> <td></td> <td>HC</td> <td></td> <td>黒煙</td> <td></td> </tr> </table>				CO		HC		黒煙																	
CO		HC		黒煙																									
(3)タイヤの溝の深さ、異状摩耗				3. エア・クリーナ・エレメントの状態																									
*タイヤの溝の深さ				4. エア・クリーナの油の汚れと量																									
<table border="1" style="width:100%; text-align: center;"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td><td>左</td><td>前</td><td>右</td><td>前</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td><td></td><td>輪</td> </tr> </table>				前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後	輪		輪		輪		輪		輪		輪	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態			
前	左	前	右	前	後	左	前	右	前	後																			
輪		輪		輪		輪		輪		輪																			
				6. エンジン・オイルの漏れ																									

車両等作業用紙(施設、荷役その他の車両等)

7. 燃料漏れ ※		18. 車載式故障診断装置の診断結果		
8. ファン・ベルトの緩みと損傷 ※		X. 施設、荷役その他の車両等		
9. 冷却水 ※		1. キャリッジ ※		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		2. 操作レバー・リフト、チルト ※		
1. メターリング・バルブの状態		3. チェーンリフト、ドライブ ※		
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷		4. ケーブル・ウインチ、ホイスト ※		
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷		5. シリンダーリフト、チルト ※		
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷		6. 油圧ポンプ ※		
5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷		7. 一般漏えいー油、水、空気 ※		
6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		8. 旋回機構		
7. 二次空気供給装置の機能		9. マスト本体、ブーム		
8. 排気ガス再循環装置の機能		10. 安全クラッチ、減速機構 ※		
9. 減速時排気ガス減少装置の機能		11. ドラム ※		
10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		12. 昇降機構 ※		
IX. 付属装置等		13. コンピュータ、プラン ※		
1. ホーンの作用 ※		14. コントローラ ※		
2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用 ※		15. パワー・テーク・オフ ※		
3. デフロスタの作用		16. 索導器 ※		
4. 施錠装置の作用		17. クレーン・アタッチメント ※		
5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷		18. キャタピラ ※		
6. マフラの機能		19. 排土板、スクレーパ ※		
7. 火花防止装置の状態		20. フィフス・ホイール ※		
8. エア・タンクの凝水		21. 補助脚 ※		
9. エア・コンプレッサの機能		22. キング・ピンー摩耗、破損、カップラ結合箇所 ※		
10. プレッシュ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		XI. かく座機収容器材、100tオールテレーンクレーン		
11. 非常口の扉の機能		2. 操向アライメント		
12. 車枠、車体の緩みと損傷 ※		3. クレーン・エンジン ※		
13. 連結装置のカブラの機能と損傷		4. クレーン電気系統 ※		
14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷		5. 補助脚 ※		
15. シート・ベルトの状態		6. 通話装置 ※		
16. 開閉発車防止装置の機能				
17. シヤシ各部の給油脂状態 ※				
※印の項目のみであれば整備員欄及び整備隊等の長欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名で可、検査員欄及び整備幹部欄は省略可。  付記又は特記事項				
次回定期検査年月		次回定期検査合格見込み		× 不合格
次回定期検査不合格見込み理由				
整備員		検査員	整備幹部	支援整備担当 部隊等の長

## 一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	次の点検を実施する。 (1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。 (2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。 (3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視になどにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について、可動部を操舵力の伝わる方向に手で揺するなどして、次の点検を実施する。 (1) 連結部のがたがないか。 (2) 取付部に緩みがないか。 (3) 曲がりや損傷がないか。 (4) 割りピンが欠損してないか。
	5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視になどにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキペダルを踏ませ、タイヤに手を掛けて動かし、キング・ピン又はボール・ジョイントのがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キャスタ・キングピン・ゲージ)を用いて、キャンバ・キャスタ、トーイン(及びキングピンの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの以上摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプーリー間のベルト中央部を手(10Kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (2) ベルト全周にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。 イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。 (2) エンジン稼働部状態でハンドル操作を行い、油圧を上げた後リザーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意)
	10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み		○	リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか (2) ホース及びパイプの接続部に百合美がないか。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
Ⅱ 制 動 装 置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板との隙間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みごたえから、エアの混入がないか点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラチェット)がかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位置に保持されるかを点検する。 (3) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テストで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあつては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) エア・ブレーキにあつては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。
	6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかないかを点検する。 (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。
	7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダブーツ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。
	9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリパに損傷がないかを目視により点検する。
	10. ブレーキ・チャンパ・ロッドのストローク	○		規定の空気圧の状態、補助者にブレーキペダルをいっぱい踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	11. ブレーキ・チャンバの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキペダルをいっぱい踏み込ませ、チャンバのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ペダルを戻したときのチャンバロッドの戻りに異状がないを目視などにより点検する。
	12. ブレーキバルブ、クイックリリースバルブ、リレーバルブの機能		○	(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキペダルをいっぱい踏み込ませ、ブレーキバルブ、クイックリリースバルブ、リレーバルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。 (2) ブレーキバルブにあつては、エアの吐出側に圧力計を取付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキペダルをいっぱい踏み込ませ、圧力計がエアタンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブスプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。 (3) リレーバルブにあつては、入口側と出口側に圧力計を取付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキペダルを踏み込ませ、入口側と出口側に圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。
	13. ブレーキ倍力装置のエアークリーナの詰まり		○	分離型真空倍力式にあつては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視により点検する。
	14. ブレーキ倍力装置の機能		○	(1) エンジン停止状態で、ブレーキを数回踏むなどして真空圧又は空気圧を大気圧にしてから、次にブレーキペダルを強く踏み込んだままエンジンを始動し、真空圧又は空気圧が規定値に達したとき、ブレーキペダルと床板とのすき間が減少するかを点検する。 (2) エンジンを停止させ、真空圧又は空気圧が大気圧になるまでブレーキペダルを普通に踏み込んだ時、1回目より2回目、3回目と踏み込むにしたがってブレーキペダルと床板とのすき間が増大するかを点検する。 (3) 必要がある場合には次の点検を実施する。 ア 油圧計などのテストを利用して、油圧の低下及び発生油圧などが規定の範囲にあるかを点検する。 イ 真空計又は圧力計などのテストを利用して、圧力の低下などが範囲にあるかを点検する。 ウ 真空計又は圧力計などのテストを利用して、チェックバルブ及びリレーバルブの機能を点検する。又は、分解して、チェックバルブ、リレーバルブ、ダイヤフラム、ピストン、カップなどのゴム部品に損傷、劣化がないかを確認することにより機能を点検する。
	15. ブレーキカムの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキドラムを取り外し、カムに摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	16. ブレーキドラムとライニングのすき間	○	○	(1) 自動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキペダル又はパーキングブレーキレバーを数回操作し、ブレーキシューを安定させた後、タイヤを手で回したとき、引きずりがないかを点検する。 (2) 手動調整方式 リフト・アップなどの状態で、ブレーキペダル又はパーキングブレーキレバーを数回操作し、ブレーキシューを安定させた後、点検孔のあるものはシックネスゲージにより、また、点検孔のないものはアジャスタにより、すき間を点検する。(ドラムが駐車ブレーキのみしようされる車両等については、駐車ブレーキ機構に異状がなければ、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	17. ブレーキシューの躍動部分及びライニングの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキドラムを取り外し、カムに次の点検を実施する。 (1) ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。 (2) ライニングの厚みをスケールなどにより点検する。 (3) リベット、ボルトに緩みがないかを点検する。
	18. ブレーキドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ブレーキドラムを取り外し、ドラムの内側に異常な摩耗、亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムが駐車ブレーキとしてのみ使用される車両等については、駐車ブレーキ機構に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	19. バックプレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、バックプレート又はアンカブラケットなどに損傷や亀裂、変形がないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、バックプレート又はアンカブラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異常な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキパッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、キャリパディの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスクロータに異常な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センターブレーキドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センターブレーキドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センターブレーキドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、パーキング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間を点検する。
	25. センターブレーキドラムとライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センターブレーキドラムを取り外し、ライニングに異常な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センターブレーキドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センターブレーキドラムを取り外し、ドラムの内側に異常な摩耗、損傷がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異常がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだ時、ブレーキ・ペダルを床板とのすき間があるかを点検する。
Ⅲ 走行装置	1. タイヤの状態	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。 (2) タイヤの全周にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異常な摩耗がないかを目視などにより点検する。 (3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ(スリップ・サイン)の表示により点検するか、または、タイヤの接地面の全周にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをディプス・ゲージなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(3) 大型車両にあつては次の点検を実施する。</p> <p>ア JIS方式のシングル・タイヤ及びISO方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。</p> <p>イ JIS方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数(1個おき)のアウトター・ナットを緩めて、インナー・ナットをトルクレンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。次に、緩めたアウトターナットをトルクレンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイールボルトの残りの半数のアウトターナット及びインナーナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤシャフトの支持方式が全浮動式のもにあつては、アクスルシャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷(車両総重量8t以上の大型車において行う点検)		○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスクホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイールボルト及びホイールナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状がないかを目視により点検する。</p> <p>イ ディスクホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂および損傷がないか、ホイールナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりのないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付け面とディスクホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスクホイールを取り付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスクホイールのハブへの取付け面とディスクホイール合わせ面、ホイールナットの当たり面、ハブのディスクホイール取付け面、ホイールボルトのねじ部、ホイールナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイールボルト及びホイールナットの潤滑について、JIS方式の場合は、ホイールボルト及びホイールナットのねじ部並びにホイールナットの当たり面に規定の油類薄く塗布する。ISO方式の場合は、ホイールナットねじ部及びホイールナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。(潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その支持する方法でおこなうこと。)</p> <p>ウ ホイールナットの締め付けは、当該ディスクホイール中心点を挟んで反対側にある2つのホイールナットを交互に、かつ、個々のホイールナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルクレンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合には、ホイールボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクトレンチで締め付ける場合は、締め付け時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締め付けは、トルクレンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) JIS方式のダブルタイヤの場合は、始めにインナーナットについて、上記のリフトアップなどの状態で、ディスクホイールを取り外して行う点検及びディスクホイールを取り付ける際に行う点検を行った後に、アウトターナットについて、インナーナットと同様に点検を行う。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
				(4) ディスクホイールの取付け後、ディスクホイールの取付け状態に適度な馴染が生じる走行後(一般的に50~100Km走行後が最も望ましい。)、ホイールナット及びホイールボルトの緩み(3か月ごとの点検項目)に示す方法によりホイールナットを締め付ける。
	4. リムサイドリング、ホイールディスクの損傷		○	リムサイドリング、ホイールディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイドリング付きのディスクホイールにあつては、合い口のすき間についても規定値内であることを点検する。
	5. フロントホイールベアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検しがたがあつた場合には、ブレーキペダルを踏んで再度点検し、ホイールベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキペダルを踏んで再度点検したときにがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイールベアリングのがたととなる。) (2) ディスクホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がう場合には、フロントホイールベアリングを取り外し、ベアリングに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
	6. リヤホイールベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検しがたがあつた場合には、ブレーキペダルを踏んで再度点検し、ホイールベアリングのがたであるかどうかを点検する。(ブレーキペダルを踏んで再度点検したときにがたがなくなれば、サスペンションなどがたではなくホイールベアリングのがたととなる。) (2) ディスクホイールを回転させて、異音がないかを点検する。 (3) 必要がう場合には、フロントホイールベアリングを取り外し、ベアリングに摩耗や損傷、泥水などの侵入がないかを点検する。
IV 緩 衝 装 置	1. リーフスプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフスプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフサスペンション取付け部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付け部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあつては、トルク・ロッド(ラジアス・ロッド)の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。
	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどのコイルスプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイルサスペンション取付け部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各部連結部手で揺するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンションの各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エアサスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。パイプ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	6. エアサスペンションのベローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ベローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エアサスペンションの取り付け部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアスロッド、スタビライザ、リンゲージなどの取り付け部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取り付け部と連結部に損傷がないかを目視により点検する。
	8. エアサスペンションのレベリングバルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エアタンク内圧力が規定の範囲であることを確認した後、フロント、リアのベローズの高さが規定値にであることをスケールなどにより点検する。(既定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショックアブソーバーの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより点検する。次の点検を実施する。 (1) ショックアブソーバーに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取り付け部に損傷がないか。
V 動 力 伝 達 装 置	1. クラッチペダルの遊びとクラッチペダルの切れた時の床板とのすき間	○	○	(1) クラッチペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの量が規定の範囲内にあるかをスケールなどにより点検する。この時マスターシリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして、点検する。 (2) レリーズホークの先端を手で動かし、レリーズホークの先端の遊びの量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズシリンダの場合は、点検は不要。) (3) アイドリング状態でパーキングを確実に作動させ、さらにブレーキペダルを踏んだ状態で1速にシフトしてクラッチペダルを徐々に離し、クラッチが繋がる直前のクラッチペダルと床板とのすき間(又は、床いっぱいまでクラッチを踏み込んだいちからのすき間)が規定値の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。 (4) レリーズシリンダ・プッシュロッドねじ部の調整残り代の測定(調整不可能なものは除く)
	2. クラッチの作用	○	○	(1) アイドリング状態でクラッチペダルを踏み込んだ時、異音がなく異常に重くないかを点検する。また、1速又は後退への変速操作がスムーズにできるかを点検する。 (3) クラッチペダルを徐々に離したとき、滑りがなく、接続がスムーズであるかを点検する。
	3. クラッチ液の量	○	○	リザーバ・タンクの液量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	○	○	(1) MT車は、リフト・アップなどの状態でトランスミッション及びトランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイルシール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) A/T車は、リフト・アップなどの状態で、トランスファ本体周辺(ケースの合わせ目)やオイルシール部からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。また、オイルクーラホースに亀裂や損傷がないかを点検する。
	5. トランスミッション、トランスファのオイル量	○	○	(1) MT車は、リフト・アップなどにより車体が水平の状態で、トランスミッション及びトランスファのフィラプラグを取り外しプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量が正常と判断して、この点検を省略することができる。)

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	6. プロペラシャフト、ドライブシャフトの連結	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、プロペラシャフトのジョイントフランジジョーク取付ボルト、ナット、センターベアリングブラケット取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) リフトアップなどの状態で、ドライブシャフトの取付けナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	7. ドライブシャフトのユニバーサルジョイント部ダスト・ブーツに亀裂と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ユニバーサルジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。また、ブーツからのグリース漏れやブーツクランプの緩みがないかを目視などにより点検する。
	8. プロペラシャフト、ドライブシャフト継手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラシャフトドライブシャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在継手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラシャフト、ドライブシャフトのセンターベアリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センターベアリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. ディファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、ディファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、フィラプラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量が正常と判断して、この点検を省略することができる。)
VI 電気装置	1. スパークプラグの状態	○	○	(1) スパークプラグ(白金プラグ及びイリジウムプラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (2) 中心電極と設置電極とのすき間(プラグギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	(1) エンジン暖気後、規定のアイドル回転数で、タイミングライトなどを用いて、点火時期が適切かどうかをクランクプーリーなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態		○	ディストリビュータのキャップを取外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンションコードの差し込み部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか。 (5) センタピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリーのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジンルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプ部に緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部分と干渉するおそれがないかを点検する。
VII 原動機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖気させた状態で、アイドル時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合はアイドル時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセルペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノッキングなどを引き起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖気させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかどうかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテストにより点検する。 (3) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖気させた状態で異状な黒鉛を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメントの状態の状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷がないかを目視により点検する。
	4. エアクリーナの油の汚れと量	○	○	エアクリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかどうかを目視により点検する。
	5. シリンダヘッド、マニホールド各部の締付け状態		○	シリンダヘッド及びマニホールド各部の締付け部に緩みがないかをトルクレンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要)
	6. エンジンオイルの漏れ	○	○	リフトアップなどの状態で、目視などにより次の点検を実施する。 (1) シリンダヘッドカバー、オイルパン、ドレーンプラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイルクーラホースに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏れ	○	○	リフトアップなどの状態で、目視などにより次の点検を実施する。 (1) フューエルタンク、フューエルポンプ、ホース、パイプ、キャブレター、インジェクタ、ノズルホルダ、インジェクションポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエルホース、パイプに亀裂や損傷がないか。 (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異状がないか。
	8. ファンベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたプリー間のベルト中央部を手(約10Kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルトテンションゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定の範囲内にあるかを点検する。 (2) ベルトを全周にわたっての内側や側面に、摩擦や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ		○	(1) アイドリング状態か、又はラジエータキャップテストで加圧した状態で、ラジエータ、ウォーターポンプ、ラジエータホース、ヒータホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータホースやヒータホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
Ⅷ ばい煙、悪臭のあるガス、有害な	1. メターリングバルブの状態		○	エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリングバルブのインテークマニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音(カチカチ音)が発生するかを点検する。又は、メターリングバルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローパイガス還元装置の配管の損傷		○	目視などにより点検する。 (1) ホースパイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付け状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑制装置の配管等の損傷		○	ホースパイプなどに損傷がないかを目視などにより点検する。
	4. チャコールキャニスタの詰まりと損傷		○	(1) チャコールキャニスタのフューエルタンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージコントロールバルブのフューエルタンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側か

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法	
		FI	FM		
ガス等の発散防止装置			○	ら強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコールキャニスタ本体に損傷がないかを目視になどにより点検する。	
	5. 燃料蒸発ガス排出抑制装置のチェックバルブの損傷		○	チェックバルブを取り外すなどして、チェックバルブの両側から交互にエアを送り込み、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。	
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷		○	リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒等の排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視になどにより点検する。(遮熱版に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。) (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異常がないかを目視などにより点検する。	
	7. 二次空気供給装置の機能		○	二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドル状態で、二次空気供給装置のエアホースをエアクリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。(既定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)	
	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖気状態で、EGRコントロールバルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。(既定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)	
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離れたとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)	
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付け状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがいないかを目視などにより点検する。	
	IX 付 属 装 置	1. 警音器(ホーン)の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
		2. 窓拭機(ワイパー)及び洗浄液噴射装置(ウインドウォッシャ)の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウインドウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウインドウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
		3. デフロスタの作用		○	デフロスタを作動させ、吹き出し口(サイドを含む。)からの空気の吹き出しや風量の切り替えに異常がないかを手を当てて点検する。
4. 施錠装置(ステアリングロック)の作用			○	エンジンキーを抜いたときステアリングロックが確実に作用するかを点検する。	
5. エキゾーストパイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷		○	○	リフトアップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾーストパイプ及びマフラーの取付け部、接続部に緩みがないかを手で揺するなどして点検する。 (2) エキゾーストパイプ及びマフラー及び遮熱板の取付けボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバーハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾーストパイプ及びマフラー及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾーストパイプ及びマフラーが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などにより排気ガスが漏れていないかを点検する。	
6. マフラーの機能			○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異常がないかを聴くことなどにより点検する。	
7. 火花防止装置の状態		○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑剤等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させる火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み媒が出ないか点検する。媒が出るようならプラグを外したまま、媒が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。	

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
		○	○	(1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
	8. エアタンクの疑水	○	○	エアタンクのドレンコックを開き、タンクに水が溜まっていないかを点検する。
	9. プレッシュレギュレータ、アンローダバルブの機能		○	エンジン運転状態で、ブレーキペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエアコンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
	10. 非常口の扉の機能	○	○	非常口の扉がスムーズに開き、確実に締まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
	11. 車枠(フレーム)、車体(ボディー)の緩みと損傷	○	○	(1) 乗用車は次の点検を実施する。 ア リフトアップなどの状態で、フレーム、クロスメンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロスメンバなどに損傷がないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジンフード、トランクリッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフトアップなどの状態で、フレーム、クロスメンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロスメンバなどに損傷がないかを目視などにより点検する。また、フレーム各部に損傷がないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあつては、キャブチルトロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷がないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻き込み防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻き込み防止装置、突入防止装置などに損傷がないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジンフード、バックドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
	12. 連結装置のカブラの機能と損傷		○	(1) 平坦な場所で、トレーラーなどとの連結及び切り離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付け部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラジョー、ジョーピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。 (4) カブラサドル(ベース)の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。
	13. 連結装置のピンドルフック摩耗、亀裂、損傷		○	ピンドルフックとルネットアイに損傷がないかを目視などにより点検する。
	14. 座席ベルト(シートベルト)の状態		○	シートベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	15. 開扉発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	16. シヤシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シヤシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダストブーツの破損、グリースニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式の場合は、自動給脂装置のスイッチを操作し、パイロットランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。
	17. 車載式故障診断装置の診断の結果		○	(1) スキャンールを用いる場合 スキャンールの接続部を車載式故障診断装置と接続し診断の結果を読み取ることにより点検する。 (2) 識別表示を用いる場合

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
			○	<p>イグニッション電源をオンにした状態で診断の対象となる識別表示が点灯することを確認し、原動機を始動させる。</p> <p>そして、診断の対象となる識別表示が点灯又は点滅し続けな いかを目視により点検する。ただし、自動車メーカー等の作成 するユーザーマニュアル等により点検を行うこととされている場合 には、その方法により点検する。</p>

## 施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査手順は、一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
I 施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 背当て(バックレスト)安全度を検査し、ロックピンが定位置に固着されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取り扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラ及びシューの接着、摩耗、亀裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマストアSEMBリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締め付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する。 (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、プッシュ又はベアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キーパー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、破損過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻き取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する。 (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン、ロッド、パッキン押えを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるからあまり締め付けすぎはいけない。)
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイヤフラム式ポンプ、ピストン、インペラ、ダイヤフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する。 (1) 原動機以外の水、空気、油圧系の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラーベアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確認する。 (3) ローラーの通路は洗浄して平滑でなければならない。
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。プッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテーナが確実であることを確認する。ブームケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。すべての取付けを確実に締め付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。
	11. ドラム	○	○	次の点検を実施する。 (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのベアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する。 (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及び亀裂を点検する。ドラムのプッシュが作動に影響するほど摩耗していないか

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		FI	FM	
		○	○	点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ベアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	13. コンミュテータ及びブラシ	○	○	次の点検を実施する。 (1) コンミュテータ及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミュテータ、ベアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検し汚れがあれば清掃する。
	14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキットブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締付けること。
	15. パワーテイクオフ	○	○	次の点検を実施する。 (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の個所について点検する。 (2) プロペラシャフト、ユニバーサルジョイント、ピローブロック、ドライブチェーン、スラック、アジャスタ、コントロールレバー
	16. 索導器(FAIRLEAD)(クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの摩耗、より線のすり切れ又は折損並びにフラットスポットを点検する。
	17. クレーンアタッチメント	○	○	次の点検を実施する。 (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する。割れ、歪み、損傷等の有無を点検する。 (2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
	18. キャタピラ	○	○	次の点検を実施する。 (1) キャタピラに変形、亀裂等が入っていないか点検する。センターガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットの緩みはないかを調べ、過度の摩耗及び破損があれば交換する。 (3) 連結チェーンのマスターピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲がったトラックシールは交換する。
	19. 排土板及びスクレーパ	○	○	排土板、サークルピン、キングピン、ピボットソケット、及びホルの過度の摩耗と全般的状態を点検する。取付けボルトのゆるみ点検、スクレーパに変形及び破損はないか。過度の摩耗又は亀裂の有無を点検する。
	20. フィフスホイール	○	○	次の点検を実施する。 (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を点検する。キングピンロックは正しく作動するか、キングピンの過度の摩耗がないかを点検する。
	21. 補助脚	○	○	次の点検を実施する。 (1) 補助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
	22. キングピン	○	○	キングピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カプラとの結合箇所は完全であるか点検する。